

## StoreManagerGX（クライアント用）使用許諾契約書

本使用許諾契約書（以下「本契約」といいます）は、お客様と日本総合システム株式会社（以下「NSS」といいます）との間で締結するNSSのソフトウェア製品 **StoreManagerGX** の使用に関する法的な契約書です。

### 第1条 定義

- 「本ソフトウェア」とは、**StoreManagerGX**（**StoreManagerGX-R** およびトライアル版を含む）をいいます。
- 「ライセンス」とは、本契約で許諾された範囲において本ソフトウェアを使用することができる権利をいいます。
- 「お客様」とは、本ソフトウェアのライセンスを購入されたあるいはトライアル目的で使用する法人又は団体をいいます。
- 「お客様のコンピューター」とは、お客様が所有権を有する、又はリース・レンタル・ホスティング等によりお客様が使用权を有するコンピューターをいいます。
- 「ライセンス証書」とは、NSSからお客様へ発行する、詳細なライセンス情報を記した証明書です。「ライセンス証書」には、お客様に適用されるライセンスの種類および同時接続数等の情報が記載されています。
- 「トライアル版」とは、ライセンス証書に記載された動作検証等特定の利用目的と限定した期間に限り使用できるライセンスをいいます。
- StoreManagerGX** クラウドサービスおよびシンクライアントを利用されるお客様は「同時接続ライセンス」が適用されます。
- リッチクライアントを利用されるお客様はデバイスライセンスまたは同時接続ライセンスのどちらかが適用されます。
- スタンドアロン版は「デバイスライセンス」が適用されます。

### 第2条 契約の成立

お客様が、以下の何れかの行為をした時に、本契約の締結に同意したものとみなされ、本契約は成立するものとします。

- ① 本ソフトウェアのインストールの際に「本契約に同意します」のボタンをクリックした時
- ② 本ソフトウェアの全部又は一部をコンピューターのハードディスク等の記憶装置へ保存した時
- ③ 本ソフトウェアを使用した時

### 第3条 使用許諾等

- NSSは、お客様が本契約の各条項を遵守することを条件に、本ソフトウェアを使用する非独占的な権利を許諾します。
- NSSが発行するライセンス証書に利用期間が定められている場合、本ソフトウェアの利用期間終了日までの期間に限り使用を許諾します。
- トライアル版の場合は、ライセンス証書に記載された

利用目的および、ライセンス証書に記載された利用期間終了日までの期間に限り使用を許諾します。

### 第4条 使用許諾されるライセンス数

#### 1. 同時接続ライセンスの場合

お客様は、お客様のコンピューターに対して、本ソフトウェアを台数の制限なくインストールし、利用することができます。ただし、同時に接続して使用できるユーザー数（切離し機能を使用中でもカウントされます）の合計は、お客様が許諾されたライセンス数を上限とします。

#### 2. デバイスライセンスの場合

お客様は、1ライセンスにつきお客様のコンピューター1台に限り使用することができます。1台のコンピューターで同時に複数のユーザーが本ソフトウェアを使用することはできません。

### 第5条 著作権等

本ソフトウェア（プログラム部分及び各画面表示部分を含む一切）、本ソフトウェアに関する文書、図面、ドキュメント等の、著作権をはじめとする一切の知的財産権（以下「本件知的財産権」といいます）は、NSS及びその供給者に帰属します。本件知的財産権は、著作権法及びその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。したがって、お客様はこれらを他の著作物と同様に扱わなければなりません。

### 第6条 お客様都合による契約終了

お客様は、契約が有効な期間中であってもお客様の都合で本契約を終了させることができます。ただし、NSSは受け取った使用料（利用期間が定められている場合は1年分の利用料）を一切返還しません。

### 第7条 契約の解除

- お客様が次の各号いずれかに該当したとき、NSSは何ら事前の催告をせず本契約を解除することができるものとします。
  - ① 本契約のいずれかに違反したとき
  - ② 本契約第11条①又は②に該当する場合
  - ③ 購入代金または所定の利用料金の支払いを期日までに履行しなかったとき
  - ④ 重大な過失又は背信行為があったとき
  - ⑤ 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があったとき
  - ⑥ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - ⑦ 公租公課の滞納処分を受けたとき
  - ⑧ その他、契約を継続し難い事由がある場合
- NSSが契約を解除したことによってお客様及び第三者が損害を被った場合であっても、NSSはその責任を一切負わないものとします。

## 第8条 契約終了・解除後の措置等

お客様は、事由の如何を問わず、契約が終了した場合及び解除された場合には、本ソフトウェアをコンピュータ上の記憶媒体から完全に消去し、ドキュメント類の全てとその複製物を破棄しなければなりません。

## 第9条 保証の範囲

1. 天災地変、戦争、テロリズム、重大な疫病、その他の不可抗力、輸送機関・通信回線等の事故、その他、NSSの責に帰することができない事由による本契約の全部又は一部の履行不能について、NSSは責任を負わないものとします。
2. NSSは、本ソフトウェアを記録した記録媒体に物理的瑕疵がある場合、無償で交換することにより対応します。
3. 本ソフトウェアが正常に動作すること、本ソフトウェアに瑕疵（バグ、使用環境に起因する不具合、構造上の問題等を含む）がないこと、その瑕疵を修正すること、のいずれも保証いたしません。
4. NSSは、本ソフトウェアの機能をお客様の事前の許可なく変更する場合があります。
5. 他言語オプション（英語、中国語）の表示は、日本語から翻訳又は直訳したものであり、全ての語句及び表現が正しく表示されている事をNSSは保証しません。
6. NSSは、本ソフトウェア使用の結果としてのお客様又は第三者の逸失利益、売上の喪失、データ又はデータの使用機会の喪失に関して、直接的か間接的かを問わず、損害に対する一切の責任を負わないものとします。いかなる場合でもNSSの賠償責任の限度額は、お客様が支払済みの使用料相当額（利用期間が定められている場合は1年分の利用料相当額）を上限とします。

## 第10条 お客様の禁止事項

お客様は、本ソフトウェアの使用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- ① 本ソフトウェアをバックアップの目的以外で複製すること
- ② 本ソフトウェアを他の第三者に販売、譲渡、貸与又は再使用許諾すること
- ③ 本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、改変、又は本ソフトウェアを利用して他のソフトウェアを製作すること
- ④ ライセンス証書に記載されたライセンス数の上限を超えて使用すること、又は、上限を超えて使用する事を試みる事
- ⑤ お客様のコンピューター以外の機器に本ソフトウェアをインストールすること
- ⑥ 書面によるNSSの事前の承認なしに、契約により許諾された権利の全部又は一部を譲渡すること
- ⑦ 本ソフトウェアで使用するID、パスワード、シリアルナンバー等の情報を第三者に開示すること

## 第11条 反社会勢力等の排除

お客様及びNSSは、契約の締結にあたり、自ら又はその役員及び従業員が、以下に記載する者（以下「反社会勢力等」という）に該当せず今後も該当しないこと、また、反社会勢力との関係を持っておらず今後も持たないことを表明し、保証します。

- ① 警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者
- ② 資金や便宜を供与したり、不正の利益を図る目的で利用したりする等、前号に記載する者と人的・資本的・経済的に深い関係にある者

## 第12条 輸出規制

お客様は、本製品を国外に持ち出す等輸出する場合、「外国為替及び外国貿易法」（その関連政省令等を含みます）を遵守するものとします。また、お客様は、米国輸出管理法等外国の輸出関連法規が適用される場合、それらの法規も遵守しなければなりません。なお、トライアル版の輸出はできません。

## 第13条 準拠法、合意管轄

1. 本契約の有効性、解釈及び履行については、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。
2. 本契約にもとづく当事者間の紛争に関しては、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上